

大和市告示第105号

大和市小規模貯水槽水道検査機関の指定に関する事務取扱要綱(平成25年大和市告示第37号)
第7条第2項の規定により、小規模貯水槽水道検査機関の指定を次のとおり解除した。

令和8年5月28日

大和市長 古谷田 力

1 指定を解除した日

令和8年5月12日

2 指定を解除した者

名 称	主たる事業所の所在地	検査の業務の 終了年月日
よこはま環境センター株式会社	横浜市港北区仲手原二丁目22番 5号	令和7年5月31日